

改正概要説明書

国名：英国

法令名：商標法

改正情報：最終更新：2017年4月27日

改正概要：

1. 欧州連合の商標理事会規則 2009R207 (2009年4月13日施行, その後改正 2016年3月23日施行) 施行に伴い, 英国商標規則「欧州連合商標規則 2016」SI.No. 266/2016 (2016年4月6日施行) が改正された。これらの改正に伴い商標法も改正された。(第5条, 第6条, 第6A条, 第8条, 第51条, 第52条, 第104条)
2. 2005年4月7日に英国歳入税関庁法が施行され, 内国歳入庁と関税消費税庁が統合し, 英国歳入税関庁が発足。これに伴う改正である。(第91条)

改正内容：

・第5条, 第6条, 第6A条, 第51条, 第52条, 第104条

「共同体商標」が「欧州連合商標」に変更された。

・第8条

共同体商標規則が明確化された。

・第51条

欧州連合商標規則が明確化された。

・第52条

(2)(a)は廃止された。

(3A)は新設項である。

・第91条

税関の国境措置に関して明確化された。